

令和 7・8 年度大船渡市水道工事発注方針

(令和 7 年 5 月 30 日決裁)

(趣旨)

第 1 この発注方針は、地震などの自然災害の非常事態においても、重要施設等への給水を確保するための施設の耐震化や老朽化した施設の更新工事が増加する中で、工期を適正に確保し事業を推進するため、工事を発注する際の入札参加者の選定方法等を定めるものである。

(適用工事)

第 2 この発注方針は、大船渡市水道施設を整備、更新する工事に適用する。

(入札参加者の選定)

第 3 選定する入札参加者は、令和 7・8 年度市営建設工事入札参加資格者名簿の水道工事に格付けされる者及び別紙の者とする。

2 別紙の名簿への登載の条件は、次のとおりとする。

- (1) 令和 7 年 3 月 19 日現在で市営建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。
- (2) 市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可を受けた支店又は営業所等を有し、その支店又は営業所等に契約締結権限が委任されていること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 の規定に基づき、水道施設工事業、管工事業及び土木工事業のいずれも経営事項審査の総合評定値を受けていること。
- (4) 前号に規定する事業種ごとの技術を確保する 2 人以上の技術者を有していること。
- (5) 大船渡市水道事業給水条例第 9 条第 1 項の規定に基づく指定給水装置工事事業者であること。
- (6) 水道施設工事、管工事及び土木工事（上水道に係る工事に限る。）の完成工事高の合計額が 5,000 千円以上であること。

(指名停止措置)

第 4 工事の施行伺いの起案日において、岩手県から指名停止の措置を受けている者にあつては、入札参加者に選定しないものとする。

(入札参加者の選定の取扱い)

第 5 この発注方針により入札参加者を選定する場合は、市営建設工事入札参加資格者審査委員会の決定を受け、市長の決裁を得て選定したものとみなす。

(適用期間)

第 6 この発注方針の適用期間は、決裁の日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。ただし、次の発注方針が決定されるまでの間は、この発注方針をもってこれに代えるものとする。

別紙

名 称	住 所
株式会社トミオカ 大船渡営業所	大船渡市大船渡町字台24番地 8